

公募要領等に対する質問書に係る回答について

地域密着型サービス指定候補事業者【平成31年度整備分】の公募に係る「公募要領等に対する質問書」への回答については、以下のとおりです。

No.	質問受付 月 日	質問内容	回 答
		【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する質問】	
		多床室の部屋数は、1 ユニットの 中で占める割合を何部屋までと市の基準 はあるのでしょうか？	今回の公募では、公募要領2に記載 しているように、個室・ユニット型を 基本とし、個室のみの居室定員10人 以下のユニットを最低2ユニット設置 することを必須としています。それ 以外については、多床室の部屋数の規 制はありません。 個室と多床室の併設も可です。
		多床室は、3人部屋や4人部屋も可 能なのでしょうか？ 市の基準があれば教えてください。	平成23年の厚生労働省令改正以前 の基準が4人以下とされていたことに 鑑み、1の居室の定員を4人以下とす ることを基本に考えております。 なお、今後条例の中で基準を明示し たいと考えております。
		トイレの便器の数は、入所者数に応 じた算定基準があるのでしょうか？	具体的な個数については定めていま せんが、利用者の処遇上必要な数を備 えることが求められます。 居室ごとに設けることが望ましいで すが、共同生活室ごとに適当数設ける こととしても差し支えありません。 (1箇所集中して設置するのではなく、 2箇所以上に分散して設置するこ とが望ましい)。 居室ごと、共同生活室ごと混在して も差し支えありません。
1	H30.7.20	多床室の間仕切壁は、簡易的なもの が最低限必要でしょうか？ (例) カーテン、固定したつい立等	プライバシーと個人の尊厳に配慮す るため、個人の居住空間を明らかにし て、他の入所者からの視線を遮断する ことが必要です。 固定型パーティションや建具による 間仕切りを基本とし、家具やカーテン による間仕切りは想定していません。 ただし、各居住空間への入口は、 カーテンとしても構いません。 なお、空調及び照明効率から、間仕 切り上部の開放は可とします。
		原則として『平屋建て』であること を条件としますとありますが、敷地形 状、形態、規模等から設計上2階建て で計画の方が合理的な場合は、ユニ ットを2階に設けることは可能でし ょうか？ ※ 共用部分(食堂、厨房、談話コー ナー、事務室、スタッフ休憩等) + 29 床 + 駐車スペースを全て平屋として 計画すると拡大な敷地が必要	火災発生時(特に夜間)における利 用者の避難誘導及び利用者の転落対 策の観点から、原則として平屋建てと しています。 ただし、河川氾濫、津波等の浸水対 策のために必要な場合は、2階建も 可とします。

		居室の床面積は、最小基準が定められていますか？	入所者1人当たりの床面積：10.65㎡以上必要です。
		居室の中には、入所者専用のトイレ、洗面化粧台、簡易的なロッカー等は必要でしょうか？ ※現時点での基本プランでは居室内に洗面化粧台、造り付ロッカーまでは計画しております。トイレは集合タイプで、入所者2人に1台の割合でユニットの中央部分に計画しております。	洗面化粧台、簡易的なロッカー等は居室内にあることが望ましい。 トイレについては、別回答を参照願います。
		提出書類の中の図面について、教えてください。下記に示した図面でご対応いただけるのでしょうか？ ・案内図・配置図（敷地面積求積入り） ・平面図（各居室の床面積と建物全体の延床面積） ・立面図（東、南の2方向でよい） ・完成予定図 必要でしょうか？	応募申込に係る提出書類一覧表21位置図及び29設計図書に記載してある図面を提出願います。
		【全般に関する質問】	
2	H30. 7. 23	提出書類 様式4 併設施設の記載について 同一敷地内にて他の事業を実施しており、別棟で計画をしていますが、記載は必要でしょうか？隣接地主等の同意書の有効期限等はあるのでしょうか？	併設施設には、既存施設・事業所への併設も含まれます。別棟である場合も、記載願います。
		提出書類 様式1 1-2 隣接地主等の同意状況について 隣接地主等の同意書の有効期限等はあるのでしょうか？	隣接地主等の同意書の有効期限等は特段ありませんが、具体的な施設計画を踏まえての同意書でない場合は、直前で建設が困難となる場合がありますのでご注意ください。
		【認知症対応型共同生活介護に関する質問】	
3	H30. 7. 24	地域密着型サービス指定候補事業者公募要項-認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）[平成31年整備分]記載P1-3応募要件 ①応募主体は、石巻市内で介護保険事業を運営している法人又は石巻市内の法人で新たに介護保険事業を行おうとする事業者である事。とありますが、弊社は他県に本社所在があり、また石巻市内で未だ介護事業は行っていないのですが、既に他県にて介護保険事業を営んでおり、特に認知症対応型共同生活介護事業を進んで運営しており、これまで培った運営ノウハウを基に是非とも石巻市地区において同事業を提供させて頂きたいと計画していたところですが、今回の公募に応募は出来ないのでしょうか？	認知症対応型共同生活介護施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営に努めなければならない施設であることから、今回の公募では、石巻市内で介護保険事業を運営している法人又は石巻市内の法人で新たに介護保険事業を行おうとする事業者に限定させていただきます。 なお、石巻市内の法人では、本社である必要はなく、支社、営業所等でも該当します。

		<p>地域密着型サービス指定候補事業者 公募要項-認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護) [平成31年整備分]記載P2-4 事業実施の条件等(3)建物について 原則として『平屋建て』であることを条件とします。とありますが、何故『平屋建て』が建物の条件なのでしょう？</p>	<p>火災発生時(特に夜間)における利用者の避難誘導及び利用者の転落対策の観点から、原則として平屋建てとしています。</p>
4	H30.7.24	【全般に関する質問】	
		<p>今から新規参入するのであるが、許可関係をこれから申請して今年度の公募に間に合うのか知りたい。</p>	<p>今年度の公募で、実際の建設や指定関係は今年度末から来年度にかけて行われるので、通常は間に合う日程ですが、新規参入の場合は、できるだけ早めに各関係機関と事前調整・協議を行ってください。</p>
		<p>土地の広さや立地条件、環境等の諸条件(最小限)について知りたい。</p>	<p>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)に各施設ごとの設備基準や人員配置の主な諸条件が掲載されておりますので参考にしてください。</p>
		<p>1事業者が1ヶ所目は、自社所有の土地で、2ヶ所目は賃貸の土地で申請することは可能なのかを知りたい。</p>	<p>公募要領4 事業実施の条件等(2)敷地に記載してあるとおり、敷地は、原則として事業者が所有していることが必要となります。 ただし、一定の要件を全て満たす場合に限り、民間から施設用地の貸与を受けることができます。 また、今回の公募は、各施設に1ヶ所の応募となりますが、4種類の施設の公募を行っておりますので、別な種類の施設に同時に応募することは可能です。</p>